



令和8年度 「39（サンキュー）矢野基金」

筋ジストロフィー患者のための 「車いす／意思伝達装置」購入費 助成事業

募 集 要 項

《実施主体》 特定非営利活動法人THANKYOU FUND

《協力》 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会、国立病院機構大阪刀根山医療センター

「39（サンキュー）矢野基金」は、筋ジストロフィー患者の方の
“生活の質（Quality of Life）”向上のための基金です

「39矢野基金」は、阪神タイガース元監督・矢野^{あきひろ}燿大さんをオーナーとする「社会貢献基金」です。

基金設立のきっかけとなったのは、難病・筋ジストロフィーと闘う一人の若者との出会いでした。その男性は大阪の阪神ファンで、入院している病床から矢野さんあてにファンレターを送りました。

矢野さんがその方のお見舞いに行ったとき、生活に必要不可欠な車いすのほとんどがオーダーメイドで高額であるため、運動機能が少しずつ失われていく病気であるにもかかわらず、症状に合わせた車いすを持っていない患者さんが多いという現実を知りました。

「応援してもらえばかりだった自分も恩返しをしたい——」

矢野さんの感謝の思いをカタチにしたのが「39矢野基金」であり、筋ジストロフィーの患者さんが必要な車いすの購入費用を助成する事業を始めました。さらに、令和5年度から車いすだけでなく「重度障害者用意思伝達装置」にも助成対象を拡大しました。

なおこの基金は、矢野さんだけでなくこの取り組みに賛同していただいた多くの方々の寄付金を原資に助成をしています。

【プロジェクト・オーナー】

矢野 燿大（やの・あきひろ）

- 1968年12月6日、大阪市平野区生まれ。O型。桜宮高校、東北福祉大学出身の元プロ野球選手。主なポジションは捕手。
- 1991年、中日ドラゴンズにドラフト2位で入団。1997年、阪神タイガースにトレード移籍。
- 2003年、18年ぶり8度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞を獲得。
- 2005年、2年ぶり9度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞、日本シリーズ敢闘賞を獲得。
- 2007年、北京五輪日本代表に招集。翌年、北京五輪出場。
- 2010年7月、大阪府社会福祉協議会に「39（サンキュー）矢野基金」設立。同年9月、現役引退。
- 2013～2015年、侍ジャパンバッテリーコーチ就任。
- 2016年より阪神タイガース作戦兼バッテリーコーチ、2018年より同球団二軍監督、翌2019年より同球団一軍監督。
- 2022年1月、「39矢野基金」で第22回ゴールデンスピリット賞受賞。
- 2022年4月、「特定非営利活動法人THANKYOU FUND」設立、代表理事就任。
- オールスターゲーム出場7回（1999年、2002年～2006年、2008年）、通算サヨナラ安打10本（阪神タイガース球団記録）
- 生涯成績 1,669試合出場／4921打数／1347安打／112本塁打／打点570／打率.274



公募概要

1. 助成の対象 筋ジストロフィー患者の方の活動の幅を広げ、社会参画を促し、生活の質（QOL）を向上するために、「車いす」または「**重度障害者用意思伝達装置**」の購入費用を助成します。購入にあたっては公費助成（障害者総合支援法に基づく「補装具費支給」）を前提とし、QOL 向上のために必要な機能の追加（オーダーメイド部分）について、当基金より助成いたします。
2. 公募期間 **令和 8 年 10 月 5 日（月）～10 月 31 日（土） 必着**
3. 助成対象者 次の(1)(2)いずれにも該当する方が対象です。
(1) 現在、筋ジストロフィーの診断を受けられている方
(2) 「車いす（種類は問わない）」または「**重度障害者用意思伝達装置**」の購入を必要とされている方で、公費助成（障害者総合支援法に基づく「補装具費の支給」）を受けることができる方
4. 助成金額 「車いす」または「**重度障害者用意思伝達装置**」購入費のうち、公費助成を除く自己負担部分を助成します。
※助成額が高額（概ね 50 万円超となる場合は、患者様にご負担をお願いする場合がございます。）
- $$\boxed{\text{購入価格}} - \boxed{\text{公費助成額（補装具費の支給）}} = \boxed{\text{自己負担額}} \leftarrow \text{助成対象部分}$$
5. 助成者数 若干名（予算の範囲内で決定いたします）
6. 申請方法 次の①②のいずれかの方法でご申請ください。
① **Web 申請（原則として、こちらからご申請ください）**
「39 矢野基金 Web 申請フォーム」からお手続きください。Web フォームへは、こちらのサイト内の **Web 申請する** をクリックしてアクセスするか、QR コードを読み取ってください。
- | | |
|---|---|
| 39 矢野基金「車いす／意思伝達装置」購入費 助成事業ページ |  |
| https://thankyoufund.or.jp/39fund_jyosei | |
- ② **書面申請（Web 申請ができない方のみ）**
次の書類を揃えて、事務局（4 ページ参照）まで郵送してください。代理の方によるご応募も可能です。
※電話・FAX・電子メールによる応募は受付できません。
- | |
|---|
| (1) 助成申込書（指定様式）
(2) 身体障害者手帳の写し（氏名、住所、障害等級等記載箇所の写し）
(3) 医師診断書（筋ジストロフィーであることを証するもの） |
|---|
- ※「③医師診断書」は、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会会員の方は、提出不要です。
7. 選考基準
- ご提出いただいた書類をもとに、矢野輝弘さんを中心とした運営委員会にて、厳正に協議・選考いたします（ただし、書類の不備等は審査対象外となる場合がございます）。
 - 審査にあたっては、必要性の高い方、より緊急性が高い方、自主購入が困難な方等を考慮いたします。
 - これまでに「39 矢野基金」から助成を受けていない方を優先します。
8. 選考結果 助成の決定・不決定に関わらず、文書にて通知いたします（応募書類は返却いたしません）。なお、選考理由その他選考に関する一切の情報は公開いたしかねます。

お受け取りまでの流れ

①助成決定通知のお受け取り

②車いす等製造業者の選定 ▶事務局へ連絡

③お住まいの自治体へ公費助成を申請

④公費助成の支給決定を受ける ▶業者へ連絡

⑤業者へ製造を発注

⑥業者から完成品の納品を受ける

⑦業者から 39 矢野基金へ代金を請求

⑧39 矢野基金から代金をお支払い（助成完了）

※39 矢野基金の助成金は直接製造業者等に支払われます。

助成対象物品

「39 矢野基金」では、患者様ご本人に最も適合した「車いす」「重度障害者用意思伝達装置」の制作に対し助成させていただきます。助成対象物品の購入には公費助成を優先していただきますが、当基金を活用し、より快適な生活を送れるようカスタマイズしてみてください。

車いす	電動車いす	重度障害者用意思伝達装置
・普通型 ・リクライニング式普通型 ・テイルト式普通型 ・リクライニング・テイルト式普通型 ・手動リフト式普通型 ・前方大車輪型 ・リクライニング式前方大車輪型 ・片手駆動型 ・リクライニング式片手駆動型 ・レバー駆動型 ・手押し型 A/B ・リクライニング式手押し型 ・テイルト式手押し型 ・リクライニング・テイルト式手押し型	・普通型（4.5km/h） ・普通型（6.0km/h） ・簡易型（A.切替式） ・簡易型（B.アシスト式） ・リクライニング式普通型 ・電動リクライニング式普通型 ・電動リフト式普通型 ・電動テイルト式普通型 ・電動リクライニング・テイルト式普通型	・文字等走査入力方式 簡易なもの 簡易な環境制御機能が付加されたもの 高度な環境制御機能が付加されたもの 通信機能が付加されたもの ・生体現象方式

よくある質問集

助成対象物品であれば、どんなものでも構わないのですか？

はい、助成対象物品の範囲内であれば、あなたが最も必要なもの（オプション含む）をご検討ください。

公費助成を除く自己負担金は、全額助成していただけるのですか？

助成対象物品購入費用のうち、公費助成を除く自己負担額を全額助成しますので、原則として自己負担金は不要です。ただし当基金からの助成額が高額となる場合や、必要以上の加工等に対しては、自己負担いただく場合がございます。

対象物品の製造・販売業者は自由に選択できますか？

患者様で自由に選択していただけます。当基金から業者様に、別途当基金について説明いたしますので、助成が決定しましたら患者様のご都合に合わせて選び、当基金にご報告いただきます。

助成決定を受けてから制作・納品までに期限はありますか？

公費助成の支給決定やオーダーメイドに相当な期間を要することを勘案し、助成に期限は定めていません。



〒573-0028 大阪府枚方市川原町 12 番 1 号 マルエスマンション川原町 101 号室

TEL.072(861)2300/FAX.072(861)2309

Mail: tyf.hello@thankyoufund.or.jp URL: https://thankyoufund.or.jp

※事務局不在時、お電話が繋がらない場合は、恐れ入りますが、留守番電話にメッセージを残してください。

プライバシーポリシー

（目的）

第1条 このプライバシーポリシー（以下「本プライバシーポリシー」といいます）は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」といいます）がお預かりする個人情報の取扱いについて定めます。

（個人情報）

第2条 本プライバシーポリシーにおいて、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に規定される生存する個人に関する情報（氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる情報）、および特定の個人と結びついて使用される住所、居所、メールアドレス、電話番号、その他の個人に関する属性情報をいいます。

（個人情報利用目的の特定）

第3条 法人は、収集した個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。その他の目的で利用する場合には、その利用の目的をあらかじめ特定します。

- (1) 正会員（団体会員・個人会員）
 - ・正会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
 - ・会費納入に係る業務の遂行
 - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
 - ・総会の運営に係る業務の遂行
 - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (2) 賛助会員
 - ・賛助会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
 - ・会費納入に係る業務の遂行
 - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
 - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (3) 上記(1)(2)に属さない寄附者
 - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (4) プロジェクトオーナー
 - ・社会貢献基金設立に係る業務の遂行
 - ・寄附金の納入に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (5) 受益者（およびその親族・支援者等を含む）
 - ・法人またはプロジェクトオーナーによる企画・意思決定・支援・助成等に係る業務の遂行
 - ・法人またはプロジェクトオーナーによる企画・意思決定・支援・助成等の実績・活動報告に係る業務の遂行
 - ・機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (6) 運営委員
 - ・社会貢献基金運営に係る業務の遂行
 - ・その他、上記業務に付随する業務の遂行
- (7) その他共通する利用目的
 - ・非常時の安全確認および緊急時の連絡
 - ・国および地方公共団体との連携
 - ・テレビ、新聞その他の媒体を通じた広報活動
 - ・この法人が運営する事業に関するアンケート、モニター、取材等の実施ならびに効果測定
 - ・法人が運営する事業に関する案内、協力依頼その他連絡
 - ・各種問合せに対する連絡、回答
 - ・領収書および請求書の発行
 - ・その他、上記各業務に付随する業務の遂行

（個人情報利用の制限）

第4条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱いしません。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（個人情報の適正な取得）

第5条 法人は、適正に個人情報を取得し、偽りその他不正の手段により取得しません。

（個人情報の取得に際する利用目的の通知）

第6条 法人は、個人情報を取得するにあたり、あらかじめその利用目的を公表します。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 利用目的を本人に通知または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知または公表することにより、法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（個人情報利用目的の変更）

第7条 法人は、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えては行わず、変更された利用目的について、本人に通知または公表します。

（個人情報の安全管理）

第8条 法人は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理が図られるよう、当法人の構成員および従業員に対し、必要かつ適切な監督を行います。

（要配慮個人情報の取扱い）

第9条 法人は、要配慮個人情報（ご本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による害を被った事実その他ご本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報）を取得する場合および第三者に提供する場合に、法令に定められた例外的な場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

（匿名加工情報の取扱い）

第10条 法人は、匿名加工情報（個人情報を本人が特定できないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報）を作成した場合には、当該匿名加工情報に含まれる個人情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を第三者に提供する場合に、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人情報の項目及びその提供方法をあらかじめ公表するとともに、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

（委託先の監督）

第11条 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、法人は、委託先と機密保持を含む契約を締結し、または委託先に対し法人が定める約款への合意を求め、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

（第三者提供の制限）

第12条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) あらかじめ利用目的に第三者への提供を含んでおり、第三者に提供されるデータの項目、手段および提供方法を告知あるいは公表している場合
- (5) 次に掲げる場合その他の個人情報の提供先が「第三者」に該当しない場合
 - ・当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - ・合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継される場合
 - ・個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、またご本人が容易に知り得る状態に置いているとき

（個人情報に関する事項の公表等）

第13条 法人は、個人情報に関する次に掲げる事項について本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて遅滞なく回答します。

- (1) 個人情報の利用目的（「個人情報の保護に関する法律」において、その義務がないと規定されるものは除きます）。ただし、回答しない決定をした場合、法人は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知します。
- (2) 個人情報に関するお問い合わせ窓口

（個人情報の開示）

第14条 法人は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく個人情報を開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。なお、アクセスログなどの個人情報以外の情報については、原則として開示しません。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

（個人情報の訂正等）

第15条 法人は、本人から、個人情報が事実でないことを理由に、内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」といいます。）を求められた場合には、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の内容の訂正等を行い、その旨を本人に通知します。

（個人情報の利用停止等）

第16条 法人は、ご本人から、個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われていること、または偽りその他不正の手段により取得されたものであることを理由に、その利用の停止または消去（以下「利用停止等」といいます。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の利用停止等を行い、その旨をご本人に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置を講じることができる場合は、その代替措置を講じます。

（問い合わせ窓口）

第17条 法人の個人情報の取扱いまたは本プライバシーポリシーに関する問い合わせ窓口は、次のとおりとします。

担当：特定非営利活動法人THANKYOU FUND

プライバシーポリシー問い合わせ窓口

メール: tyf.hello@thankyoufund.or.jp

（本プライバシーポリシーの変更）

第18条 当法人は、必要に応じて本プライバシーポリシーを変更することがあります。

（附則）

このプライバシーポリシーは令和4年4月1日より施行します。